大分県知事免許　変更届出書等　必要書類一覧

（法人用）

届出書類＼届出事項	商号	主たる事務所所在地	主たる事務所（本店）								従たる事務所（支店、営業所）						氏名				廃業	案内所等設置	免許証の再交付	従業者	注意事項	記載例
			代表者		役員		政令で定める使用人		専任の宅地建物取引士		政令で定める使用人		専任の宅地建物取引士		事務所		移転	名称	代表者	役員	政令で定める使用人	専任の宅地建物取引士※					
			就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	設置	廃止											① 変更があってから30日以内に届出。従業者異動届は一週間以内に届出。 ② 本店所在地を管轄する土木事務所に、正副控え1部ずつ提出。 ③ 各証明書は3ヶ月以内に発行（略歴書等は3ヶ月以内に記載）されたもの。 ④ その他、審査の上で別途資料の提出を求めることがある。 ⑤ 有限会社から株式会社への変更については、同一法人と認められば、「商号又は名称の変更」にすることができる。	
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				第一面　第二面　第三面　第四面 記入事項のない様式の添付は不要。	P49～
身分証明書※2			○		○		○				○															本籍地の市区町村で発行。	P23
登記されていないことの証明書※2			○		○		○				○															法務局で発行。	P23
略歴書「添付書類（3）」			○	△	○	△	○	△	※	※	○	△	※	※												就任を含む現在までの職歴を詳細に記入。 役員等を退任し他の役員等に留任又は就任する場合も必要。 ※専任の宅地建物取引士について、他の役職を兼務している場合はこちらの様式で作成	P23～
略歴書「添付書類（8）」									○	△			○	△												就任を含む現在までの職歴を詳細に記入。 役職が専任の宅地建物取引士のみの場合はこちらの様式で作成すること	P23～
代表者等の連絡先に関する調書			○		○		○				○															代表者、役員、政令で定める使用人等、変更の届をしようとする者について作成	P27
専任の宅地建物取引士設置証明書									○	○			○	○	○											変更後の人数を記入。	P28
履歴事項全部証明書 （現在事項全部証明書は不可）	○	○	○	○	○	○									☆	☆	☆	☆	○	○						変更事項の新旧年月日を確認できるもの。（変更事項の新旧年月日を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、変更事項を確認できる閉鎖事項全部証明書をあわせて添付。） ☆履歴事項全部証明書に記載されている従たる事務所を設置等する場合は、添付を要する。	―
誓約書			○		○		○				○															代表者が誓約する。	P37
委任状							○				○															宅地建物取引業務に関する契約の決定権限等を政令使用人に委任した旨の委任状。	P26
事務所を使用する権原に関する書面		○													○		○										P38～
建物登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し															○		○										P38
事務所付近の地図		○													○		○									既成の地図若しくは手書きを問わないが、事務所の所在が明確にわかること。	P40
事務所の写真 （平面図等が必要な場合がある）		○													○		○									届出時に撮影したもので鮮明なモノを使用する。	P41
戸籍謄（抄）本																			○	○	○	○					―
免許証書換え交付申請書	○	○	○																○								P54
営業保証金供託済届出書															○											新たに従たる事務所を設置する際は、変更届出書及び供託書の写とあわせて提出。 ※（公社）全国宅地建物取引業協会、（公社）不動産保証協会への弁済業務保証金供託の場合を除く。	P45
廃業届																							○			廃業の理由によって届出人が異なるので留意すること。	P55～
届出書（宅建業法第50条第2項）																								○		物件、事務所の周辺地図及び広告（チラシ等）を添付。	―
免許証再交付申請書																									○	再交付で紛失の場合は、発見した際は遅滞なく旧免許証を返納する旨の誓約書を添付。あわせて遺失物届の受理番号を示すこと。	―
宅地建物取引業者免許証	○	○	○																○				○		○	○新免許証交付時に旧免許証を返納。	―
宅地建物取引業従業者異動届出書			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					△	△	△	△				異動が生じてから一週間以内に提出のこと。	P53

※　専任の宅地建物取引士の姓名に変更があった際は、別途「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の提出が必要。（取引士の申請。）
※2 身分証明書及び登記されていないことの証明書は、役員（代表者含む）又は政令使用人が、引き続き同一法人の他の役員、政令使用人に就任する場合は省略できる。
届出書類の色つきは法定様式。「△」は必要な場合があるもの。
※　住居表示変更の場合の届出書類は、「商号」の変更の際と同様のもの。